別表六（十九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$ (3)」の欄は、「当期の開始の日の前日における雇用者の数（別表六(十九)付表「３の①」－「４の①」） (1)」の欄が０である場合には、記載を要しない。

3　「当期税額基準額 (10)×$\frac{10\text{又は}20}{100}$ (11)」の欄は、その適用を受ける法人が租税特別措置法第42条の12第１項に規定する中小企業者等である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

4　「(3)　≧　0.1　又　は　(1)　＝　0　の　場　合　(50万円×(16))又は(60万円×(17)＋50万円×(18)＋40万円×(19)) (20)」の欄は、平成29年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「(50万円×(16))又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(60万円×(17)＋50万円×(18)＋40万円×(19))」を消すこと。

5　「同　上　以　外　の　場　合　(20万円×(16))又は(30万円×(17)＋20万円×(18)＋10万円×(19)) (21)」の欄は、平成29年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「(20万円×(16))又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(30万円×(17)＋20万円×(18)＋10万円×(19))」を消すこと。

6　「基準年度」の欄は、租税特別措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同法第68条の15の２第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）を記載すること。

7　「適用年度」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第５項第12号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六(十九)付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載すること。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8　当該事業年度が１年に満たない場合（次号に規定する場合を除く。）には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(32) (33)」の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×$\frac{\text{当期の月数}}{12}$」として記載すること。

9　租税特別措置法施行令第27条の12第17項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(32) (33)」の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×$\frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」として記載すること。